



STATE OF HAWAII
OFFICE OF ELECTIONS
802 LEHUA AVENUE
PEARL CITY, HAWAII 96782
www.hawaii.gov/elections

ファクトシート

ハワイ州における投票

ハワイ州における選挙

ハワイ州では毎偶数年9月の第2～最終土曜日に予備選挙が行われ、同年の11月の第一火曜日に本選挙が行われます。

2008年度の実選挙は次の日程で実施されます：

予備選挙： **2008年9月20日 (土)**

本選挙： **2008年11月4日 (火)**

選挙人名簿登録

連邦、州、あるいは郡の実選挙で投票するには、投票資格を持つ市民が選挙人として登録する必要があります。次の条件を満たしている場合、選挙人名簿登録の有資格とみなされます：

1 / 7 ページ

この文書は他の書式も用意しています。中国語、英語、あるいはフィリピン語 (イロカノ語) で情報が必要な場合、特別な援助 (大きな文字プリント、音声化された文書など) が必要な場合は、選挙管理委員会 (453-VOTE(8683)) にお問い合わせください。

- アメリカ合衆国の市民である
- ハワイ州の住民である
- 16歳以上である (投票日までに18歳 に達していなければ投票はできません)

選挙人名簿登録は簡単です。「選挙人名簿登録申請のための宣誓書 ("ウィキウィキ選挙人名簿登録" とも呼ばれます)」に必要事項を記入し、登録締切までに管轄の市 / 郡書記官事務所に提出するだけです。

予備登録締切: 2008年8月21日 (木)

本登録締切: 2008年10月6日 (月)

今回初めての郵便投票の登録を行う有権者へ

今回、(1) ハワイ州にて初めて投票の登録を行う方、および(2) 有権者登録申込書の誓約書を郵送する方は、連邦法(42 U.S.C. §15483)の規定により、身分証明書を提供しなくてはなりません。身分証明書には下記が含まれます。

- 現在の有効な写真付身分証明書、または
- 現在の光熱費などの請求書、銀行明細書、政府関係の小切手、給与小切手、あるいはあなたの氏名と住所が明記されている政府関係の書類

本有権者登録申込書の誓約書と共に、必要な身分証明書を提供しない場合は、投票所で、もしくは郵便による不在者投票と共に、その旨行う必要があります。

予備選挙

予備選挙は、本選挙で各政党を代表する候補者を指名するために行なわれます。

選挙人は、この選挙で支持政党の候補者を選びます。選挙人の選んだ政党や候補者は、公表されることはありません。

予備選挙に投票する際、投票カードには色分けされた政党一覧が表示されますが、一政党の候補者、または無所属候補にしか投票できません。複数の政党の候補者を選択した場合、その投票は無効になります。

特別無党派官職選挙

予備選挙投票カードには、教育委員会と郡の官職選挙の項目が記載された白い「特別無党派事務局投票用紙 (special nonpartisan offices ballot) 」が別にあります。「特別無党派事務局投票用紙」では、政党、もしくは無所属投票で選んだ候補者の他に教育委員会と郡の官職選挙の候補者を選ぶことができます。

各選挙欄には、選出対象となる議席数が指定されています。選挙によっては、複数の議席を争う可能性もあります。その選挙に対して指定された数の候補者に投票します。

本選挙

本選挙では、予備選挙で指名された中から選んだ候補者に投票します。政党、または無所属の候補者に投票しますが、投票した候補者名が公表されることはありません。

連邦、州、および郡の官職選挙は、本選挙投票用紙に記載され、争われます。各候補者はアルファベット順に記載され、政党 / 無所属の関係が明記されています。

各項目に対し、候補者を選択できます。また、ハワイ先住民問題事務局 (OHA) についても投票を行なうことができます。

選挙によっては (OHAや教育委員会)、議席数が複数ある場合があります。その選挙に対して指定された数の候補者に投票します。

不在者投票

選挙人登録をしている人なら誰でも、郵送、または本人による不在者投票ができます。

郵送による不在者投票:

- まず、不在者投票用紙申請書 (「ウィキウィキ不在者投票用紙申請書」とも呼ばれる) を提出する、または選挙人登録をしている管轄選挙区の市郡書記官に文書で連絡します。投票用紙を送付してほしい住所を必ず明記します。
- 記入した不在者投票用紙申請書は、次の締切までに市郡書記官に返送します。
 - 予備選挙: 2008年9月13日 (土)
 - 本選挙: 2008年10月28日 (火)
- 投票した不在者投票用紙は、各選挙日までに管轄の市郡書記官に返送します

本人が不在者投票を行う場合は、選挙人登録をした管轄選挙区の市郡書記官が定めた投票所で投票します。本人が投票する場合は、不在者投票用紙を申請する必要はありません。本人による不在者投票の締切は次のように設定されています。

- 予備選挙: 2008年9月8日～18日
- 本選挙: 2008年10月21日～11月1日

軍人および海外在住者

軍人および海外在住者の不在者投票法 (UOCAVA) は、不在の軍人と海外在住者が予備選挙、本選挙、連邦機関の特別選挙の投票ができるよう制定されたものです。連邦選挙支援プログラム (FVAP) では、不在の軍人と海外在住者の選挙人登録や不在投票用紙の申請を支援します。申請した投票用紙の到着が遅れた場合、連邦機関の本選挙については、連邦書き込み不在者投票用紙 (FWAB) を使用します。FWABは、軍事施設の選挙支援機関 (Voting Assistance Officers) 、またはアメリカ大使館 / 領事館で配布されています。詳しい情報については、FVAP ウェブサイトに掲載されています。<http://www.fvap.gov/index.html>.

投票所

ハワイ州で正式に選挙人登録した人には、選挙日前に、選挙人名簿登録及び住所確認の通知書 (NVRAC) が送付されます。NVRACには、選挙人が投票資格を持つ選挙名、選挙人の管轄選挙区 / 地区番号、投票所の場所が記載されています。

選挙人登録の状況や投票所の場所について不明な点は、管轄の市郡書記官宛にお問い合わせください。

ハワイ郡	961-8277
カウアイ郡.....	241-6350
マウイ郡	270-7749
ホノルル市 / 郡.....	768-3800

投票所の対応時間

投票所は午前7時から午後6時まで開いています。混雑を避けるためにも、ピーク時間帯以外の投票をおすすめします。

- 午前中は9時半から11時半まで
- 午後は1時から4時まで

職場での外出許可

ハワイ州法律では、2時間まで投票のために職場を離れて外出する権利を認めています。事前に雇用者と調整し、可能であれば、出勤前か退社後に投票に行くことをおすすめします。

特別な支援が必要な選挙人

選挙日に投票所で特別な支援が必要な選挙人は、管轄投票所の選挙補助担当者 (VAO) に問い合わせてください。

本ファクトシートは、情報提供のみを目的とするもので、ハワイ州選挙法や締切日の権威として使用されるものではありません。条件、および / または締切日は、法律の変更に応じて変更される可能性があります。詳細で正確な条件については、ハワイ州改正法などの情報源を確認してください。

選挙管理委員会 (Office of Elections)

802 Lehua Avenue

Pearl City, Hawaii 96782

電話: 808-453-VOTE(8683)

近隣諸島フリーダイヤル: 1-800-442-VOTE(8683)

TTY: 808-453-6150

6 / 7ページ

この文書は他の書式も用意しています。中国語、英語、あるいはフィリピン語 (イロカノ語) で情報が必要な場合、特別な援助 (大きな文字プリント、音声化された文書など) が必要な場合は、選挙管理委員会 (453-VOTE(8683)) にお問い合わせください。

近隣諸島 TTY フリーダイヤル 1-800-345-5915

ウェブサイト: www.hawaii.gov/elections

選挙管理委員会 - FSVS522M

2008年3月06日改訂

7 / 7ページ

この文書は他の書式も用意しています。中国語、英語、あるいはフィリピン語 (イロカノ語) で情報が必要な場合、特別な援助 (大きな文字プリント、音声化された文書など) が必要な場合は、選挙管理委員会 (453-VOTE(8683)) にお問い合わせください。